

2019 年 8 月 吉日

生産者様 各位

福岡食肉市場株式会社
代表取締役 吉田 満

消費税法改正に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、消費税法改正により、2019 年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられ、軽減税率制度等が同時に導入されることとなりました。

つきましては、当社では下記のように対応いたしますので、事前にご案内いたします。

敬具

記

1. と畜にかかる諸経費などの料金について

料金にかかる消費税が 8%から 10%に改定されます。

改定後の金額は、後日改めてご案内いたします。

2. 軽減税率の対象となる品目について

枝肉および内臓が軽減税率の対象となります。

3. 売買仕切書の様式変更について

当社では、2023 年 10 月から開始する適格請求書等保存方式に向けて、
2019 年 10 月から、売買仕切書の様式と、消費税の計算方法を変更いたします。
詳しくは、添付資料の「売買仕切書の計算について」をご覧ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先

福岡食肉市場株式会社 総務課
TEL 092-641-6135

以 上

【お知らせ】適格請求書発行事業者登録制度について

2023 年 10 月から、適格請求書発行事業者登録制度がはじまります。
事前の登録申請などの準備が必要です。詳しくは添付資料をご確認ください。

◇添付資料：国税庁『消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます』

(※ 登録制度については税理士・税務署等にお尋ねください。)